

## 住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町民が住宅のリフォームを町内施工業者により実施した場合において、その経費の一部を補助することで、町民の居住環境の向上、町内施工業者の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に建設されている既存の専用住宅、併用住宅、共同住宅をいう。
- (2) リフォーム等工事 住宅の増築、改築、修繕のうち別表第1に掲げる工事をいう。
- (3) 町内施工業者 町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者(事前申請事業者)で、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項の建設業を営業する者をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は町内施工業者により行われるリフォーム等工事であって、当該工事に要する経費(消費税を含む。)が10万円以上であるものとする。ただし、同一住宅につき1回限りとし、同一人につき2棟までとする。

2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されているものであること。
- (2) 世帯員の中に町税及び町に納付すべき公共料金等を滞納している者がいないこと。
- (3) リフォーム等工事を行う住宅の所有者又は借家住宅の賃貸者。
- (4) リフォーム等工事を行う住宅に現に居住し、又は共同住宅を営業する者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号から5号に規定する暴力団の構成員でない者。
- (6) 破壊防止活動法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者。

3 前項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給を受けることができる者は、補助対象者に含まないものとする。

4 当該リフォーム等工事に要する費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。  
ア 住宅と当該住宅以外の部分を併せた改修工事の場合は、当該住宅以外の部分の改修

工事に要した費用の額

- イ 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日常生活に必要な便宜を図るための住宅の改修費を、本町が行う制度により当該改修経費の給付を受けた場合は、当該改修工事に要した費用の額
- ウ 国、北海道、本町からその他公共団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて改修工事をした場合は、当該改修工事に要した費用の額
- エ 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等(後付照明器具、据え置きコンロ、ストーブ、家具、その他これらに類するもの)の購入または設置に要した費用の額

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に定める額を合算した額を限度とする。

- (1) 住宅の増築、改築、修繕に要する費用に 25% を乗じて得た額。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、その額が 25 万円を超える場合は、25 万円とする。
  - (2) 修繕工事に別表第 2 に掲げる工事が含まれる場合、当該工事に要する費用に 25% を乗じて得た額。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、その額が 25 万円を超える場合は、25 万円とする。
- 2 併用住宅及び共同住宅の改修工事を行った場合の補助金の額は、1 棟につき前項の規定により算出した額を限度とする。
- 3 補助額のうち 1/5 相当は天塩商工会が発行する商品券で交付する。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォーム等工事の着工前に住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(別記第 1 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) リフォーム等工事前の住宅の状況を明らかにする写真
- (2) リフォーム等工事の内容を明らかにする書類(見積書等)
- (3) 町税等の調査に関する同意書(別記第 2 号様式)
- (4) 世帯員全員の住民票
- (5) 住宅の所有者を明らかにする書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第 6 条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、現地を確認のうえ、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を決定したときは、住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通

知書(別記第3号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは、住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

- 3 町長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更又は中止)

第7条 申請者は申請内容を変更しようとするときは、住宅リフォーム支援事業補助金交付変更申請書(別記第5号様式)に当該変更内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更を認めたときは、住宅リフォーム支援事業補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

- 3 申請者は、事情により対象工事を中止するときは、住宅リフォーム支援事業補助金事業中止届(別記第7号様式)を町長に提出し、町長は当該届出を受理したときは、速やかに住宅リフォーム支援事業補助金事業中止承認通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(着手の届出)

第8条 申請者は、補助事業に着手したときは、住宅リフォーム支援事業補助金事業着手届(別記第9号様式)により速やかに町長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第9条 申請者は、対象工事が完了したときは、すみやかに住宅リフォーム支援事業完了報告書(別記第10号様式)に各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に係る領収書の写し
- (2) 施工後の住宅全体の写真及び対象工事部分の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(完了検査)

第10条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出を受けた日から14日以内に当該補助事業について職員に実地検査をさせ、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを住宅リフォーム支援事業補助金検査調書(別記第11号様式)により審査するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、住宅リフォーム支援事業補

助金確定通知書(別記第 12 号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助金の交付、申請者からの請求により 14 日以内に、交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第 13 条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) この補助金を目的外に使用したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(規定の失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(規定の失効に伴う経過措置)

3 第 13 条の規定については、この規程が失効後もなお、その効力を有するものとする。

別表第 1(第 2 条関係)

区分	リフォーム等工事の内容
増築 面積 10 m <sup>2</sup> 以上の住宅	既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事をいう。
改築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。
修繕	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事で、次の各号に掲げる工事とする。 (1) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕工事又は補強工事

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 床材、内壁材及び天井材の張替えや塗装等の内装工事</li> <li>(3) 外壁の張替、塗装、防水工事</li> <li>(4) 屋根の葺き替え、塗装、防水工事</li> <li>(5) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</li> <li>(6) 間取りの変更等模様替えを行う工事</li> <li>(7) 避難設備、防火設備、換気設備等の設備工事</li> <li>(8) 開口部等を設ける工事</li> <li>(9) 台所、浴室又は便所を改良する工事(ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外)</li> <li>(10) 建具の取替え等の工事</li> <li>(11) 壁紙の張り替え工事</li> <li>(12) 断熱改修工事(床・壁・窓・天井・屋根等)</li> <li>(13) 気密改修工事又は遮音工事(防音天井・防音壁・防音サッシの改修等)</li> <li>(14) 電気設備、ガス設備工事</li> <li>(15) その他町長が必要と認める工事</li> </ul>
--	--

別表第 2(第 4 条関係)

区分	リフォーム等工事の内容
修繕	<p>住宅のバリアフリー化に資するための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 手すりの設置工事(機能の向上や改善を伴わない単なる付け替えは除く。)</li> <li>(2) 床の段差解消、スロープ設置などの工事(付随して行わなければならない壁や建具等の改修を含む。)</li> <li>(3) 滑りにくい床材への改修工事</li> <li>(4) 引き戸などへの建具の取替え、ドアノブの取替えなどの工事</li> <li>(5) 和式便器を洋式便器に取替え、及び、その際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取替えに伴う場合に限る。)</li> <li>(6) 階段の改修工事(回り段の解消など)</li> <li>(7) 浴室の改修工事(段差解消や落とし込み浴槽など、機能の向上や改善を伴う場合に限り、それらを伴わない単なるユニットバス化などは除く。)</li> <li>(8) その他、住宅のバリアフリー化に資するものとして町長が認める工事</li> </ul>

別記第 1 号様式

別記第 2 号様式

別記第 3 号様式

別記第 4 号様式

別記第 5 号様式

別記第 6 号様式

別記第 7 号様式

別記第 8 号様式

別記第 9 号様式

別記第 1 0 号様式

別記第 1 1 号様式

別記第 1 2 号様式

別記第 1 3 号様式